

原議保存期間	5年(平成37年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙備一発第130号、丙備二発第8号  
平成31年4月26日  
警察庁警備局長

### 機動隊の専門部隊の精強化について（通達）

現在、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据えて平成27年6月に策定された「警察庁国際テロ対策強化要綱」に基づき、銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊、爆発物処理班等の対処能力の強化のための取組を進めているところである。

こうした中、機動隊が重点を置くべき役割が治安警備実施からテロ対処へと変遷していることを踏まえ、機動隊の中で緊急事態対処のための専門的な能力を有する各部隊を「専門部隊」と総称し、機動隊の中核としてその能力の更なる強化を図ることとした。各都道府県警察においては、下記の対策を推進し、機動隊の機能の向上に万全を期されたい。

なお、「銃器対策部隊の編成について」（平成31年3月28日付け警察庁丙備発第24号）、「NBCテロ事案等への対処体制の確立について（通達）」（平成31年3月28日付け警察庁丙備発第132号）及び「爆発物処理班の対処体制の強化について」（平成31年3月27日付け警察庁丙備発第21号）は、本通達の実施に伴い、廃止する。

### 記

#### 1 専門部隊の設置

各都道府県警察は、機動隊等（都道府県警察機動隊、千葉県警察成田国際空港警備隊及び福井県警察嶺南機動隊並びに警視庁東京国際空港テロ対処部隊をいう。以下同じ。）及び警視庁公安機動捜査隊に、警察庁警備局警備運用部警備第一課長又は警備第二課長（以下単に「警備第一課長又は警備第二課長」という。）が別途定める編成基準に従い、専門部隊として次の部隊を設置するものとする。

##### (1) 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、銃器等使用事案の発生に際し、情報収集、犯人の移動の阻止、殺傷行為の制止、犯人の制圧検挙等に当たることを主たる任務とする。また、特殊部隊が出動した場合においては、同部隊と密接な連携を図り、警戒監視、情報収集等の支援及び犯人の制圧検挙に当たるものとする。

る。

銃器対策部隊は、都道府県警察機動隊及び千葉県警察成田国際空港警備隊並びに警視庁東京国際空港テロ対処部隊に設置するものとする。

(2) N B Cテロ対応専門部隊及びN B Cテロ対策部隊

N B Cテロ対応専門部隊及びN B Cテロ対策部隊は、N B Cテロ事案（核物質・放射性同位元素、生物剤又は化学剤に係るテロ事案をいう。）の発生に際し、原因物質の検知、立入禁止区域の設定、被害者の救助、避難誘導等の初動措置を実施するとともに、証拠保全を行いつつ捜査部門への適切な引継ぎを行うことを主たる任務とする。

N B Cテロ対応専門部隊は、北海道警察、宮城県警察、警視庁、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、大阪府警察、広島県警察及び福岡県警察の機動隊並びに警視庁公安機動捜査隊に設置し、N B Cテロ対策部隊は、その他の府県警察の機動隊及び千葉県警察成田国際空港警備隊並びに警視庁東京国際空港テロ対処部隊に設置するものとする。

(3) 爆発物対応専門部隊及び爆発物対策部隊

爆発物対応専門部隊及び爆発物対策部隊は、爆発物使用事案の発生に際し、爆発物の検査・処理等の初動措置を実施するとともに、証拠保全を行いつつ捜査部門への適切な引継ぎを行うことを主たる任務とする。

爆発物対応専門部隊は、北海道警察、宮城県警察、警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察、福岡県警察及び沖縄県警察の機動隊に設置し、爆発物対策部隊は、その他の県警察の機動隊及び千葉県警察成田国際空港警備隊並びに警視庁東京国際空港テロ対処部隊に設置するものとする。

(4) 原発特別警備部隊

原発特別警備部隊は、原子力発電所及びその他の原子力関連施設（以下「原子力発電所等」という。）において、原子炉をはじめとする枢要設備を防護するとともに、原子力発電所等の敷地内における特異事案に関する情報収集及び初動措置に当たることを主たる任務とする。

原発特別警備部隊は、原子力発電所等立地道県の警察の機動隊（福井県警察にあつては嶺南機動隊）に設置するものとする。

(5) 水難救助部隊

水難救助部隊は、人命救助を要する災害又は水難事故の発生に際し、潜水技能をいかして救出救助に当たるとともに、臨海部等における大規模警備実施時において、水中の検索、水上警戒等に当たることを主たる任務とする。

水難救助部隊は、都道府県警察機動隊に設置するものとする。

(6) レスキュー部隊

レスキュー部隊は、人命救助を要する災害又は事故の発生に際し、要救

助者の捜索、救出救助等に当たることを主たる任務とする。

レスキュー部隊は、北海道警察、宮城県警察、警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、新潟県警察、静岡県警察、愛知県警察、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察、香川県警察、福岡県警察及び沖縄県警察の機動隊に設置するものとする。

なお、上記以外の県警察において、その実情に応じてレスキュー部隊を設置することを妨げるものではない。

## 2 専門部隊員の指定及び訓練

各専門部隊の幹部については、人格、識見及び判断能力に優れ、当該専門部隊において豊富な経験を有する者を指定し、幹部以外の隊員については、冷静・沈着で注意力と機知に富み、身体強健・機敏であるなど任務の特性にふさわしい者を指定するものとする。

これまで一部の警察においては、一人の機動隊員が多くの部隊を兼務した結果、各部隊における訓練を十分に行うことができないという問題が見られたところである。専門部隊員の指定に当たっては、兼務を極力避けるとともに、やむを得ず一人の者を複数の専門部隊の隊員として指定する場合には、例えば、銃器対策部隊及び原発特別警備部隊の兼務、NBCテロ対策部隊及び爆発物対策部隊の兼務、水難救助部隊及びレスキュー部隊の兼務等のように任務が類似した部隊を兼務させることが望ましい。

上記1の編成基準に従い指定された隊員にあっては、術科特別訓練員等を含め、警備第一課長又は警備第二課長が別に定める訓練基準に従い、訓練を行うものとする。また、これらの訓練は、指導体制を確立した上で、内容が重複する訓練の共通化、各種マニュアルの活用等により、合理的かつ効率的に行うものとする。

## 3 専門部隊の精強化に向けた人員配置

専門部隊の精強化のためには、各部隊に優れた指導者を配置することが不可欠である。このため、指導者としての適性が認められる経験豊富な者が昇任により機動隊等から異動した場合は、警務部門及び異動先所属と連携の上、専門部隊に対する引き続きの指導や一定の期間経過後の機動隊等への再配置が可能となるよう配慮するものとする。

また、機動隊長を含む機動隊等の幹部には、その者の勤務経験にとらわれず、人格、識見及び指揮能力に優れた、将来の都道府県警察の中樞を担うべき人材を積極的に登用するよう、警務部門と連携を図るものとする。